

公立大学法人鳥取環境大学の組織運営に関する定款と公立大学法人規程との仕分けについて

区 分	定 款	公立大学法人規程
<b>組織運営</b>		
役員 定数	理事長 1人 副理事長 1人 理事 4人以内 監事 2人以内	
役員の任命 理事長 ※最初の理事長任命 副理事長、理事 監事	法人の申出に基づき知事・市長が行う 申出は学長（理事長）選考会議による ※法人の申出によらず、知事・市長が行う 理事長が任命 知事・市長が任命	
役員の任期 理事長 ※最初の理事長任期 副理事長、理事 監事	2年以上6年を超えない範囲 ※2年 6年を超えない範囲 2年	理事長の任期 4年 副理事長、理事の任期 4年
<p>・学長（＝理事長）の任期は、地方独立行政法人法上は2年以上6年を超えない範囲内において、学長選考機関の議を経て、法人の規程で定めることとなっているため、その任期は法人規程で定める。※ただし、大学設置後最初の学長任期は、6年を超えない範囲内において定款で定める。</p> <p>・また、副理事長及び理事の任期も、地方独立行政法人法上6年を超えない範囲内で理事長が定めることとなっているため、その任期は法人規程で定める。</p>		
<b>経営審議会</b>		
組織 構成  委員任期	委 員 10人以内 構成員 ①理事長 ②副理事長 ③理事長が指名する理事又は職員 ④学外委員 学外委員数 総数の 1/2 以上 2年	④学外委員の範囲 ・県内経済界、市町村代表者、 大学経営に携わっている者、企 業経営者などから選任
<b>教育研究審議会</b>		
組織 構成  委員任期	委 員 15人以内 構成員 ①学長 ②副学長 ③学長が指名する理事又は職員 ④学部・研究科その他の教育研究上の重要な組織の長のうち規程で定める者 ⑤学外委員 学外委員数 5人程度 2年	④重要な組織の長 ・学部長、センター長、研究科長など ⑤学外委員の範囲 ・教育関係者、保護者、国際交流・地域連携等有識者、マスコミ関係者などから選任
設立団体への報告		・法人運営上重要な事項について設立団体の長に報告を行う